

しずおか花のアドバイザー設置要領 新旧対照表

新			旧		
<p>第2 事業の内容等</p> <p>本事業のメニューは、「通常枠」及び「学校枠」とする。対象団体、実施内容等は、次の表のとおりとする。</p>			<p>第2 事業の内容等</p> <p>本事業のメニューは、「通常枠」及び「学校枠」とする。対象団体、実施内容等は、次の表のとおりとする。</p>		
区 分	メニュー		区 分	メニュー	
	通常枠	学校枠		通常枠	学校枠
対象団体	<p>次のいずれかに該当する県内の団体等とする。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等</p> <p>(2) 市町</p> <p>(3) 企業、事業所</p> <p>(4) <u>しずおか花の協議会の構成団体</u></p> <p>(5) <u>地域しずおか花の協議会の構成団体</u></p> <p>(6) 地域の花づくりグループ</p> <p>(7) その他農産振興課長が必要と認めるもの</p>	<p>次のいずれかに該当する県内の学校とする。</p> <p>(1) 小学校</p> <p>(2) 特別支援学校（小学部）</p> <p>(3) 義務教育学校（1年生から6年生）</p> <p>(4) (1)～(3)のPTA <u>団体（児童が参加する場合に限る）</u></p> <p>※ただし、過去2年度の間に「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も利用していないこと</p>	対象団体	<p>次のいずれかに該当する県内の団体等とする。</p> <p>(1) 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等</p> <p>(2) 市町</p> <p>(3) 企業、事業所</p> <p>(4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体</p> <p>(5) 地域花の都推進協議会の構成団体</p> <p>(6) 地域の花づくりグループ</p> <p>(7) その他農産振興課長が必要と認めるもの</p>	<p>次のいずれかに該当する県内の学校とする。</p> <p>(1) 小学校</p> <p>(2) 特別支援学校（小学部）</p> <p>(3) 義務教育学校（1年生から6年生）</p> <p>※ただし、過去2年度の間に「花緑出張サービス」「学校中花いっぱい大作戦」のいずれの事業も利用していないこと</p>
<p>第4 講師の選定</p> <p>(1) 申請団体は、派遣する講師（以下、「派遣講師」という。）を選定するとともに、直接連絡調整を行う。</p> <p>(2) 派遣講師は、申請団体に属する者以外の者とし、原則として「<u>しずおか花のアドバイザー</u>」の中から選定する。</p>			<p>第4 講師の選定</p> <p>(1) 申請団体は、派遣する講師（以下、「派遣講師」という。）を選定するとともに、直接連絡調整を行う。</p> <p>(2) 派遣講師は、申請団体に属する者以外の者とし、原則として「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」の中から選定する。</p>		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。